

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
令和7年 6月 5日	
神戸市長 殿	
提出者	
住 所 神戸市東灘区魚崎浜町4 2 番地	
氏 名 株式会社 神戸エスアールシー 代表取締役 松本 和弘	
電話番号 078-411-3123	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
名 称	69J050 1061 株式会社 神戸エスアールシー
事業場の所在地	神戸市東灘区魚崎浜町4 2 番地
計画期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	2122 生コンクリート製造業
② 事業の規模	製造品出荷量 24,894m ³ (2024年度実績)
③ 従業員数	15人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1のとおり

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙2のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	0200 汚泥	1300 コンクリートくず
	排出量	7480t	14t
	(これまでに実施した取組) 汚泥の発生量を減らすため生コン運搬車のドラム内洗浄を行う時、使う水の量を減らす事でスラッジ水発生を減らす取り組みを行っている。		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	0200 汚泥	1300 コンクリートくず
	排出量	7300t	12t
	(今後実施する予定の取組) 引き続き生コン運搬車のドラム内洗浄に使う水の量を減らすことと、生コンの持ち帰りを減らすために顧客への要請を続ける。		

産業廃棄物の分別に関する事項

① 現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 工場内で汚泥とコンクリートくずの分別保管を実施している。
② 計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 今の取り組みを続行ける。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	0200 汚泥	1300 コンクリートくず
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	101t	0t
	(これまでに実施した取組)		
	戻りコンクリートをブロック作成に再利用した。		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	0200 汚泥	1300 コンクリートくず
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	130t	0t
	(今後実施する予定の取組)		
	戻りコンクリートを再利用してコンクリートブロックを作成することで排出量の低減に努める。		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	0200 汚泥	1300 コンクリートくず
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0t	0t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	4935t	0t
	(これまでに実施した取組)		
	特になし		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	0200 汚泥	1300 コンクリートくず
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0t	0t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	5000t	0t
	(今後実施する予定の取組)		
	特になし		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	0200 汚泥	1300 コンクリートくず
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0t	0t
	(これまでに実施した取組)		
	なし		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	0200 汚泥	1300 コンクリートくず
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0t	0t
	(今後実施する予定の取組)		
	なし		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	0200 汚泥	1300 コンクリートくず
	全処理委託量	2444t	14t
	優良認定処理業者への処理委託量	0t	0t
	再生利用業者への処理委託量	1124t	14t
	認定熱回収業者への処理委託量	0t	0t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0t	0t
	(これまでに実施した取組)		
	発生した廃棄物を有効利用できる業者に処理を委託して、発生する廃棄物のリサイクルに努めている。		

② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	0200 汚泥	1300 コンクリートくず
	全 処 理 委 託 量	2200t	12t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	0t	0t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	1010t	12t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	0t	0t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	0t	0t
	(今後実施する予定の取組)		
	引き続き発生する廃棄物が有効利用されるように努める。		

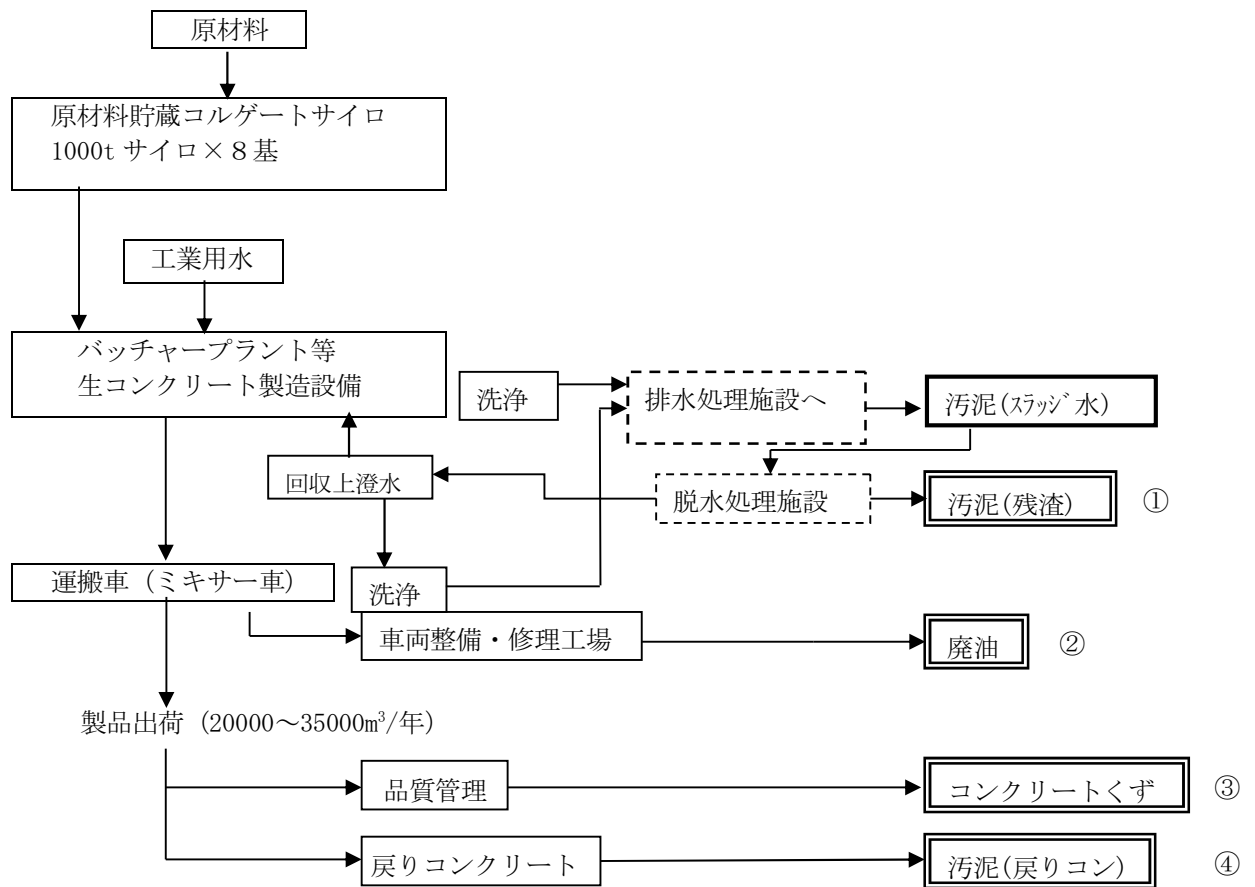
(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

○ 事業行程と発生する産業廃棄物の処理の工程



① 汚泥 (残渣)

収集運搬＜委託＞ → 破碎＜委託＞ → 中間処理後、有価物として使用、又は埋め立て処分

② 廃油

収集運搬＜委託＞→油水分離＜委託＞ → 中間処理後、有価物として使用

③ コンクリートくず

収集運搬＜委託＞→破碎＜委託＞ → 中間処理後、路盤材として使用

④ 汚泥 (戻りコン)

運搬＜自社＞→破碎＜委託＞ → 中間処理後、路盤材として使用

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

○ 管理体制

統括責任者：製造部 工場長

管理担当者：製造部担当者 1名

修理部担当者 1名

役割

統括責任者

- ・ 廃棄物処理方針の策定
- ・ 工場の廃棄物管理規定の策定・改廃
- ・ 廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認
- ・ 処理業者、再生利用業者の調査、選定及び管理
- ・ 委託契約の締結
- ・ 監督官庁への各種報告

管理担当者

- ・ 廃棄物管理状況の把握と改善策の検討
- ・ 産業廃棄物処理施設の運転・維持管理状況の把握
- ・ 産業廃棄物管理票の交付・管理
- ・ 社員及び関係会社に対する教育・啓発
- ・ その他関係事項

